平成２６年（フ）第１５６７号
名古屋市名東区高針原２丁目2105番地　エスポワールＨＡＲＡ205号
債務者　和田　彩花
1　決定年月日時　平成26年10月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月22日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第１６０９号
愛知県大府市東新町６丁目459番地　グリーンヒル東新Ｊ棟301号
債務者　嘉無木　隆
1　決定年月日時　平成26年10月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月22日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第９８号
三重県名張市美旗町池の台西128番地
債務者　村瀬　芳子
1　決定年月日時　平成26年10月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月22日まで
津地方裁判所伊賀支部

平成２６年（フ）第４５号
滋賀県長浜市木之本町黒田982番地
債務者　山本　　守
1　決定年月日時　平成26年10月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月22日まで
大津地方裁判所長浜支部破産係

平成２６年（フ）第４３８号
兵庫県尼崎市三反田町２丁目17番22―204号
債務者　小野原茂樹
1　決定年月日時　平成26年10月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月22日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２６年（フ）第４５８号
兵庫県西宮市高須町１丁目１番９―509号
債務者　濱谷真由美
1　決定年月日時　平成26年10月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月22日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２６年（フ）第２２７号
徳島県徳島市新町橋２丁目15番地
債務者　豊田　正子
1　決定年月日時　平成26年10月20日午後３時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月22日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第４２号
愛媛県宇和島市川内甲1394番地
債務者　川井　早苗
1　決定年月日時　平成26年10月21日午後０時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月22日まで
松山地方裁判所宇和島支部

平成２６年（フ）第４３号
愛媛県宇和島市別当５丁目２番18―211号県営住宅宮の下第３団地
債務者　田中　麻美
1　決定年月日時　平成26年10月21日午前11時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月22日まで
松山地方裁判所宇和島支部

平成２６年（フ）第１８６号
福岡県久留米市京町234番地23　トーケン京町寮201号、前住所佐賀県神埼郡吉野ヶ里町吉田2985番地96　一休荘103号
債務者　宮島　和彦
1　決定年月日時　平成26年10月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月22日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２６年（フ）第４２号
福岡県八女市上陽町上横山3562番地１、旧住所福岡市早良区大字西1981番地１
債務者　古賀　陽介
1　決定年月日時　平成26年10月21日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月22日まで
福岡地方裁判所八女支部

平成２６年（フ）第４３号
宮崎県日南市北郷町北河内6051番地１、前住所福岡市東区多の津５丁目35番12号
債務者　堀内　成一
1　決定年月日時　平成26年10月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月22日まで
宮崎地方裁判所日南支部破産係

平成２６年（フ）第８４号
鹿児島県伊佐市大口金波田1047番地３
債務者　田實　大志
1　決定年月日時　平成26年10月21日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月22日まで
鹿児島地方裁判所加治木支部破産係

平成２６年（フ）第８５号
鹿児島県姶良市加治木町本町317番地７　中須アパート３―106
債務者　上籠　　隼
1　決定年月日時　平成26年10月21日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月22日まで
鹿児島地方裁判所加治木支部破産係

平成２６年（フ）第１１９号
富山市浜黒崎3034番地５
債務者　藤井　通宏（旧姓中村）
1　決定年月日時　平成26年10月20日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月24日まで
富山地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第１３８号
富山市東中野町３丁目１番32―301号　パークサイド東中野
債務者　佐藤　昌樹
1　決定年月日時　平成26年10月20日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月24日まで
富山地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第１５２号
富山市堀川町478番地　中田アパート201号
債務者　河辺　尚子
1　決定年月日時　平成26年10月20日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月24日まで
富山地方裁判所民事部